

令和6年度 よくあるお問い合わせ

項番	Question	Answer
1	1系統複数系列と増設との違いはなにか？ ※増設は助成対象外	1系統複数系列：下図①のように太陽光発電システムを新たに追加設置 太陽光モジュールの増設：下図②のように既存の太陽光発電システムにモジュールのみ追加設置 ↑新設の太陽光発電システムのみ助成金対象
2	架台設置、防水工事の上乗せ補助を申請したいが、CNTの陸屋根か勾配屋根かの判断基準は何か？or～勾配屋根かはどこで判断するのか？	陸屋根の判断は登記事項証明書の住宅の構造に「陸屋根」と記載があるかで判断しています。
3	敷地内の建物に引き込んで電力を使用する場合の登記事項証明書の提出について	敷地内の他の建物に太陽光発電システムを設置する場合で、【架台設置（上乗せ）】、【防水工事（上乗せ）】を申請する場合には、「設置場所の登記事項証明書（建物）」（陸屋根の記載のあるもの）の提出が必須となります。 追加で提出いただく上記の証明書は、陸屋根であるかの確認のみに使用します。上乗せとなる助成金額の単価は、電力を使用する住宅（主たる建物）が基準になります。
4	敷地内の定義とは何か？	本助成金における「敷地内」とは①②を満たすものです。 ① 登記事項証明書の記載で土地の種目が『宅地』 ※ 宗教法人の申請の場合は『境内地』可 ② 一団の土地であること …太陽光発電システムを設置する場所と太陽光発電電力を使用する住宅が建つ土地が連続する筆であること ※ 設置場所と発電した電力を使用する住宅の間に、公道や畑などが含まれて分断されている場合は、敷地内となりません。 助成金の手引き12Pに記載がございます。
5	事前申込と内容が違う、修正が必要か？	助成対象者種別及び助成対象者名（機器使用者名を含む）以外は事前申込の修正は不要です。 交付申請兼実績報告で正しいものを提出していただければ問題ございません。 また、見積書に変更があった場合は、交付申請時に契約書と一緒に添付して下さい。☒
6	R6太陽光の交付申請兼実績報告の受付期間	交付申請兼実績報告の受理期間は下記のいずれか早い日を期日とします。 1. 事前申込有効期限（事前申込受付日から1年以内） 2. 公社が別に定める日 (※詳細は、事前にHPでお知らせいたします。令和7年3月末予定) 支払完了前に交付申請兼実績報告を行った場合は助成対象外となりますのでご注意ください。
7	申請状況に関するお問い合わせ	R6太陽光HPの「申請状況確認（電子申請）」より、審査状況（ステータス）をご確認いただけます。 ※ご利用の際は、事前申込受付番号が必要です。 事前申込受付番号のお問い合わせにはお答えできませんので、申請手続きを手続代行者に依頼された方は、手続代行者に事前申込受付番号のお問い合わせをお願いいたします。 また、手続き代行者（代行なしの場合申請者本人）は「令和6年度 家庭における太陽光発電導入促進事業助成金申請の確認画面」で申請された案件の詳細をご確認いただけます。 ※紙申請の方はご確認くださいことができません。
8	手続き代行の責務について	代行業者は事前申込の際に「手続き代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請などに係るすべての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努めることを誓約する。」という内容で誓約していただいています。 手続き代行をたてている場合は、cntは手続き代行者とやり取りをしますので、原則直接申請者様に連絡することはございません。 審査に関するお問合せは手続き代行者にお問い合わせください。 詳細は助成金の手引き7Pをご確認ください。
9	同一の助成対象機器(太陽光発電システム)に対する区市町村の補助金と併用できるか？	本助成金は、国及び区市町村の補助金との併用は可能です。 ただし、助成金交付申請額は太陽光発電システム設置に係る費用と国及び区市町村の補助金の額の合計が助成対象経費を超えている場合は減額されます。また、交付申請兼実績報告時に区市町村の補助金の確認書類、実際の受給金額がわかる通知書等が必要です。 なお、国及び区市町村の補助金が併用可能かどうかは各自治体にご確認ください。☒
10	いつ振り込まれますか？（不備なしの想定）	工事が完了し、お支払いが完了しましたら、交付申請兼実績報告をご提出いただきます。 全く不備がない場合、交付申請兼実績報告受付済から交付決定までは約3～4ヶ月間かかり、その後振込完了まで約1ヶ月程度を想定しています。 ただし、申請の混雑状況によっては、または内容に不備がある場合等は、それ以上かかることもありますのでご了承ください。 また、不備がある場合審査担当より手続き代行へ連絡しますのでご対応をお願いいたします。 不備解消するまで審査を進めることが出来かねますので予めご了承ください。
11	申請者となることが可能なのは誰ですか？	申請者となることが可能なのはその太陽光発電システムの所有者（購入者）のみです。（リース等除く）

12	申請者と名義の一致が必要なものはありますか？	以下の5点です。 見積書/領収書/契約書/入金口座の名義/本人確認書類
13	「接続契約のご案内」のお客様名（電灯契約者名）と申請者名は一致の必要がありますか？	必要ありません。
14	設置場所の登記事項証明書の名義と申請者名の一致は必要ですか	必要ありません。交付申請の手順書21P・22Pを併せてご確認ください。
15	同一の申請者が複数件申請することは可能ですか？申請数の上限はありますか？	同一の申請者が複数の申請をすることは問題ありません。件数の上限もありません。
16	電灯契約が複数ありますが、申請はまとめて1つですか？	まとめて1つではなく、電灯契約ごとの申請が必要です。
17	申請者が設置場所や電気の使用場所（主たる建物）に住んでいる必要はありますか？	必要ありません。
18	事前申込フォームの電子申請画面の「助成対象者名」や「助成対象者種別」は何を入力すればよいですか？	「助成対象者種別」は、対象となる太陽光発電システムの購入者が個人であれば「個人」、法人であれば「法人」をお選びください。 そして、「助成対象者名」には太陽光発電システムの所有者名（購入者名）を入力してください。 ※申請者となることが可能なのは、太陽光発電システムの所有者です。 なお、代行を立てる場合は、その後の画面で「代行」の「あり」または「なし」を選ぶ画面がありますので、「あり」を選ぶと、代行の情報を入力する画面が現れます。そちらの該当箇所にて代行業者自身の情報や担当者名を入力してください。
19-①	電子申請で交付申請兼実績報告を行い、完了画面も確認したが、受付完了メールが届かない。ステータスは「事前申込受付済み」	メールが届かない場合は、交付申請が完了されていません。 メールが届かない場合、下記2点をご確認ください。 ・『受電地点特定番号』に誤入力（接続契約のご案内と一致しているか確認） ・「一時保存」から72時間経過（一時保存の有効期間は72時間です） 一時保存をしてから72時間を経過すると、それまでに入力した内容が無効となりますので、完了画面を確認したとしても保存されていません。 お手数ですが、最初から交付申請兼実績報告をやり直してください。
19-②	一次保存中に別の案件の交付申請兼実績報告の入力を始めると、一時保存中のものの上書きされてしまう。（2件の申請が混ざってしまった。）	必ず1件ずつ交付申請兼実績報告を終了させてください。
20	申請者が東京都に住んでいる必要はありますか？	設置場所が都内の住宅又はその敷地内であれば、申請者が東京都に住んでいる必要はありません。
21	申請者が東京都に税金を払っている必要はありますか？	「税金を東京都に納めている人」「税金を日本に納めている人」が対象の助成金というわけではありません。ただし、助成対象者の要件として「税金の滞納がない者」とある通り「公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者」である必要があります。
22	都民税を支払われていない方がいて、その方がR6太陽光に申請をしたいと言っていますが、それは可能ですか？	都民税を支払う義務のある方が税金を納めていないということであれば申請していただけません。 助成金の手引きの14Pに記載があります。 「以下の方は助成対象者となれません。」と記載がある箇所に「税金の滞納がある方」が含まれています。
23	R6太陽光の保証書及び出荷証明書について。 保証書及び出荷証明書を提出することができない。代替書類はあるか？	R6年度からは代替書類の提出は不可となりました。 モジュールの保証書か出荷証明書、パワコンの保証書か出荷証明書 それぞれにどちらかの書類の提出が必須です。 R6年度は助成金の手引き41Pの別表3に記載がある通り「※出力対比表・検査成績書・新品かつ未使用品の証明書での証明は不可」です。
24	連名について。連名での申請は可能ですか？提出書類の宛名が連名でも問題ありませんか？ 入金口座の名義が連名でも問題ありませんか？	連名申請は不可です。個人名または法人名でのみ申請が可能です。 見積書・領収書・契約書は、宛名に申請者名が入っていれば連名でも問題ありませんが、領収書の公社書式①②は連名は不可です。 入金口座の名義についても、連名は不可です。
25	領収書の原本だけで提出可能か？公社書式①は全件共通で提出必須なのか？	公社書式①は必須ではありませんが、公社書式①領収書を使用しない場合は公社書式②領収書内訳が必須となります。 交付申請の手順書の30Pに記載のある要件を満たすものであればその領収書をご提出いただければ構いません。 ● 助成対象者名であること（公社書式①②は連名不可） ● 複数領収書がある場合はすべて提出すること ● 領収日が交付申請兼実績報告日前であること ● 現金・クレジット等の支払方法の記載があること ● 設置工事者または販売会社が発行者であること ● 領収書発行者の社印があること（電子印可） ● 電子領収書の場合はその旨の記載があること 公社書式①領収書を使用しない場合は領収書内訳（公社書式②）を追加で提出して下さい。

26	民泊の建物は助成対象ですか。	・建物種類が「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」であり、民泊の届け出をしていれば対象になります。 ・民泊と判明した場合は別途公社が求める書類をご提出いただく可能性があります。（民泊の届け出等） ・また、（規定の営業日数を超過する等により）用途変更が発生するような民泊であれば、助成対象外となり助成金の返還が発生しますのでご注意ください。 ※用途とは建築基準法で定められた建物のルールです。
27	契約や工事が終わった後にお客様から太陽光を導入したい方をご紹介いただき、その方が成約となったら（1万～3万円、案件によってまちまち）キャッシュバックをするというものがあります。 もしそれでキャッシュバックすることになりましたらその分の金額はどのように扱うべきですか？	太陽光発電システム設置工事の契約時にキャッシュバック（商品券・還元ポイントを含む）キャンペーン等がある場合は、その金額を助成対象経費から除くものとします。 なお、抽選となる場合は、抽選結果後に交付申請手続きを行ってください。 ※キャッシュバックについては助成金の手引き14P・18Pをご確認ください。
28	「リフォーム瑕疵保険」とは？	リフォーム工事を請け負う工務店等が被保険者（加入者）となる保険です。 工事内容、引受会社によって内容が異なる場合がありますので、詳細はリフォーム工事を発注する工務店等にご確認ください。
29	助成金の申請をするにあたって、リフォーム瑕疵保険の加入は必須なのか？	リフォーム瑕疵保険は上乗せ補助の1つです。 助成金へ申請する場合でも、リフォーム瑕疵保険への加入は任意です。 ただし、助成金へ申請する工事がリフォーム瑕疵保険へ加入した場合は7000円が助成されます。 同一保険契約の重複の申請はできません
30	リフォーム瑕疵保険の助成金は誰に交付されるのか？	申請した工事に関連するリフォーム瑕疵保険への加入が確認できた場合、申請者へ交付されます。
31	令和5年度に事前申込をしているが、令和6年度の要件を満たしているので令和6年度で申請したい。	令和6年3月29日17時より前に契約が済んでいる場合は令和5年度の要件適用になります。 契約が未契約の場合または契約日が特例措置期間（令和6年4月1日から同年6月30日）の場合は、令和5年度の事前申込を廃止して、令和6年度の事前申込を再度行えば要件適用になります。 なお、R5年度の事前申込を廃止した場合、元に戻すことはできかねますのでご承知おきください。
32	助成金の概算額が知りたい。R5年度のHPにあった設置概要書はないの？	R6では設置概要書は存在しません。交付申請用計算書を使用していただきます。 R6年度のHPの様式等にエクセルファイルがございます。
33	住宅の請負契約はR5年度締結済み、そちらの契約に太陽光の設置は盛り込んでなかった。 今回新たに太陽光の契約を事前申込受付停止期間中に締結する。 その場合は助成対象になりますか。	R6年4/1以降に追加契約という事であれば助成対象となります。 事前申込を行い、事前申込受付日以降に契約締結をしてください。 ※特例措置期間については、助成金の手引きの2P・3Pをご確認ください。
34	R6太陽光 事前申込の添付資料「建物所有者の太陽光発電システムの設置承諾確認書」について昨年度はなかったがこの書類の提出は必須か？	交付申請の手順書21P・22P「助成対象者と建物所有者との続柄：その他を選択した場合のみ『建物所有者の太陽光発電システム設置承諾確認書』を提出して下さい。」と記載があるとおり助成対象者と建物所有者との続柄が本人・家族・親族以外の場合は提出が必須となります。
35	機能性PVの製品かどうかってどこでわかる？	R6年度のHP「 ● 交付申請兼実績報告時の上乗せはこちらの一覧でご確認ください。」をクリックしていただきますと、認定一覧をご覧いただけます。
36	特例措置(2024年4月1日～2024年6月30日)の期間に太陽光の契約をした。 その後に事前申込をしても問題ないか	R6年度の助成金の手引き3Pに記載しておりますのでご確認ください。 下記に該当する場合のみ契約締結・工事後であっても事前申込を認めるものとします。 太陽光の契約→事前申込→工事の流れでも問題ございませんし、太陽光の契約→工事→事前申込でも問題ございません。
37	設置や販売の業者から「太陽光発電と蓄電池を両方取付けると経費の〇〇万円がほぼ助成金でまかなえる」と言われたが本当ですか？	太陽光発電システムの助成金交付額は一律ではありません。 業者独自で「試算」をしていると思われますので、業者にお問い合わせください。
38	以前住宅を建替えて、現在は陸屋根になっていますが、建物登記は以前のままで陸屋根の記載がありません。 陸屋根上乗せの申請を行いたいのですが、対象になりますか？	登記に陸屋根の記載がない場合は、陸屋根上乗せの申請はできません。 陸屋根上乗せの申請をする場合は、建物登記を最新の建物情報に更新してから申請をしてください。

39	何を住宅として扱っていますか？	電力を使用する場所の登記事項証明書の種類欄が「居宅」「共同住宅」等住宅であることを示す記載であるかを確認しています。
40	登記事項証明書の種類が「居宅兼事務所」。居住部分で電気を使用する。 この場合追加書類は必要か？	補足説明書類③「太陽光発電システムの電力の使用場所が住宅であることの証明書」の提出が必要です。 ・登記事項証明書（建物）『①種類』に住宅以外（車庫を除く）の記載が含まれている場合 ・電力を使用する住宅の全景写真に住宅以外（車庫を除く）が確認できる場合 交付申請の手順書18P・19Pに記載がございます。
41	必要書類はワードやエクセル形式で添付可能か？	『PDF』または『JPEG』のみが添付できます。ワード・エクセル等は変換が必要です。 また、HEIC・ZIP形式は添付不可です。 なお、添付箇所の指示通りの形式で提出してください。
42	電灯契約が1つで、パワコンが2台ある場合、発電出力はどのように計算するのか？	太陽光発電システムの発電出力は、(a)または(b)の値のうち、いずれか小さい値とします。 (a) 太陽電池モジュールの公称最大出力×使用枚数 (b) パワーコンディショナ定格出力（力率 0.95） パワコンを複数設置する場合の発電出力はその系列ごとに小さい値を算出し、それらを合計した値です。 R6太陽光HPに添付のある「事前申込用 発電出力計算書」を使用して算出していただけます、提出は不要ですがご活用ください。
43	新築住宅の契約を締結後、太陽光の追加契約をした。この場合契約日はどちらで考えるのか？	「太陽光が含まれる契約」を最初に行っている契約書の契約日を「契約日」と考えます。 当事業においての「契約」とは、あくまでも「太陽光発電システムの契約」のことを指します。 （住宅の契約や、他の機器の契約とは関係ありません。）
44	手続き代行はどのように調べればいいのか？	設置業者や販売会社に依頼される方が多いですが、申請手続き専門の業者に依頼される方もいらっしゃいますし、「手続代行者の責務を果たす」ことさえ遵守してもらえれば、特に資格等は設けていないので、手続きに慣れていらっしゃる知人・友人やご家族に依頼されても問題ありません。ただし、手続き代行者への依頼は、申請者様の自己責任に於いて行っていただきますので、手続代行者とのトラブルの仲介・ご相談については公社では一切お受けいたしません。助成金の手引き7Pに記載があります。
45	二世帯住宅に太陽光の設置を検討している。二世帯住宅でも申請可能か？	すべての助成要件を満たし、全ての必要書類をご提出いただけるのであれば助成対象となります。 二世帯住宅の場合、特に下記4点にご注意ください。 ・申請者となることが可能なのはその太陽光の所有者のみ（リース等除く） ・申請者と名義の一致が必要な5点（見積書の宛名、領収書の宛名、契約書の契約者名、入金口座の名義、本人確認書類） ・電灯契約ごとに申請が必要 ・連名での申請は不可
46	同じ敷地内のカーポートに太陽光を設置し、発電した電力を住宅に引き込んで使用する。問題ないか？	すべての助成要件を満たし、全ての必要書類をご提出いただけるのであれば助成対象となります。 特に下記3点にご注意ください。 ・助成金の手引き12P【本助成金における敷地内の定義】を満たしていること ・主な助成要件（5）に該当するモジュールを設置すること ・ガイドラインや都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を遵守していること
47	R6の予算の残高はいくらですか？	「金額」については、東京都が公開していない為、当窓口ではお答えすることができません。 ただし、R6太陽光HPの「予算に対する事前申込概算額の割合(概算値)はこちら」のリンクより、予算の状況をご確認いただけます。 また、事前申込概算額が予算額に近付いた際は、事前申込の受付自体を停止する予定です。 事前申込が受付された後は過度に予算を心配するのではなく、きちんと要件を満たしているかどうか、提出書類に不備がないかどうかをよく確認し、問題なく審査が通るような交付申請兼実績報告を行っていただくよう、お願いいたします。
48	助成対象経費とは何が含まれますか？	助成対象経費とは 太陽光発電システム設置のための必須工事にかかった機器費と工事費、材料費のことです。 詳細は助成金の手引き15～18Pをご確認ください。
49	リースで太陽光発電システムの導入を検討しています。リース申請の場合も可能ですか？	リースの場合、初期ゼロの対象となる可能性がございます。 前提として、それぞれすべての助成要件を満たしていれば、初期ゼロも当助成金も対象ですが、まずは初期ゼロから対象になるか否かも含めて初期ゼロの窓口03-5990-5269にお問合せください。 初期ゼロにおいて何らかの理由により対象外となった場合は、すべての助成要件を満たし尚且つすべての必要書類を不備なく提出可能な場合に限り本助成金の対象となりますので本助成金で申請をしてください。 「もしも初期ゼロではなく太陽光に申請される場合は、本当に必要提出書類が問題なく提出可能かどうか、事前に手引きや手順書にてよくご確認いただいた上でご申請いただけますようお願い申し上げます。」
50	蓄電池と太陽光を同時に設置して申請するが蓄電池の問合せもこちらでいいですか？	蓄電池は別事業となりますので、蓄電池に関しては蓄電池の窓口03-6633-3824にお問合せください。